

(一財)橋梁調査会の 道路橋点検士

国土交通省登録技術者資格
(施設分野:橋梁[鋼橋・コンクリート橋]—業務:点検)



J-BEC

一般財団法人 橋梁調査会
Japan Bridge Engineering Center

〒112-0013 東京都文京区音羽2-10-2 日本生命音羽ビル8階



(一財)橋梁調査会認定「道路橋点検士」及び「道路橋点検士補」

今後、道路橋が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路の適正な管理を図るため各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、道路橋の点検を担う橋梁検査員として更なる技術の向上や点検の質・信頼性の確保を図るため、国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」に基づく記録様式を適切かつ正確に作成できる技術を有する技術者の資格制度として、「道路橋点検士制度」を創設しました。

「道路橋点検士」等の資格については、国土交通省登録技術者資格の施設分野：橋梁〔鋼橋・コンクリート橋〕の点検業務における担当技術者として、平成27年1月に「道路橋点検士」、平成28年2月に「道路橋点検士補」がそれぞれ登録されました。

「道路橋点検士」は、一般財団法人橋梁調査会が実施する「道路橋点検士技術研修会」を修了し、定期点検業務を適切かつ正確に実施できる技術力と既設道路橋の点検に関する業務経歴を有する者が申請し、認定・登録された技術者に付与される称号です。

道路橋点検士技術研修会について

1. 道路橋点検士技術研修会の内容

○道路橋点検士技術研修会（以下、「研修会」という）は、3日間の日程で講義及び現地実習、並びに試験を実施します。

○講義は、橋梁定期点検要領（国土交通省 道路局 国道・技術課）を踏まえた専用テキストにより行います。

○この研修会の全課程（講義・現地実習）を受講し、試験に合格した方に道路橋点検士技術研修会修了証を授与します。

研修のカリキュラム

講義：専用テキストを基に講義

現地実習：実橋での点検実習

試験 1：実技試験（現地実習結果の整理）

試験 2：学科試験（橋梁・橋梁点検の基本知識）



研修会の様子

2. 道路橋点検士技術研修会の受講要件

学歴に応じ下表の橋梁に関する技術的な実務経験が必要です。

学歴	橋梁に関する技術的な実務経験年数	
1. 大学院・大学	指定学科修了・卒業	実務経験3年以上
2. 高等専門学校(専攻科)	指定学科以外を修了・卒業	実務経験5年以上
3. 短期大学(専門学校を含む)	指定学科修了・卒業	実務経験5年以上
4. 高等専門学校	指定学科以外を修了・卒業	実務経験7年以上
5. 高等学校	指定学科修了・卒業	実務経験7年以上
	指定学科以外を修了・卒業	実務経験9年以上

※指定学科：土木工学、農業土木学、鉱山土木学、都市工学、衛生工学、交通工学又は緑地・造園学に関する学科を示します。判断が難しい学科は研修担当にお問い合わせ下さい。

ただし、下記の資格を保有している場合「橋梁に関する技術的な実務経験」は問いません。

1. 技術士（総合技術監理部門、建設部門）
2. 土木鋼構造診断士〈(一社)日本鋼構造協会〉
3. コンクリート診断士〈(一社)日本コンクリート工学会〉
4. コンクリート構造診断士〈(公社)プレストレストコンクリート工学会〉
5. RCCM〈(一社)建設コンサルタンツ協会〉※部門を問わず
6. 特別上級、上級、1級土木技術者〈(公社)土木学会〉(鋼構造又はコンクリートの専門分野)
7. 1級土木施工管理士

3. 道路橋点検士技術研修会に関するお問い合わせ先

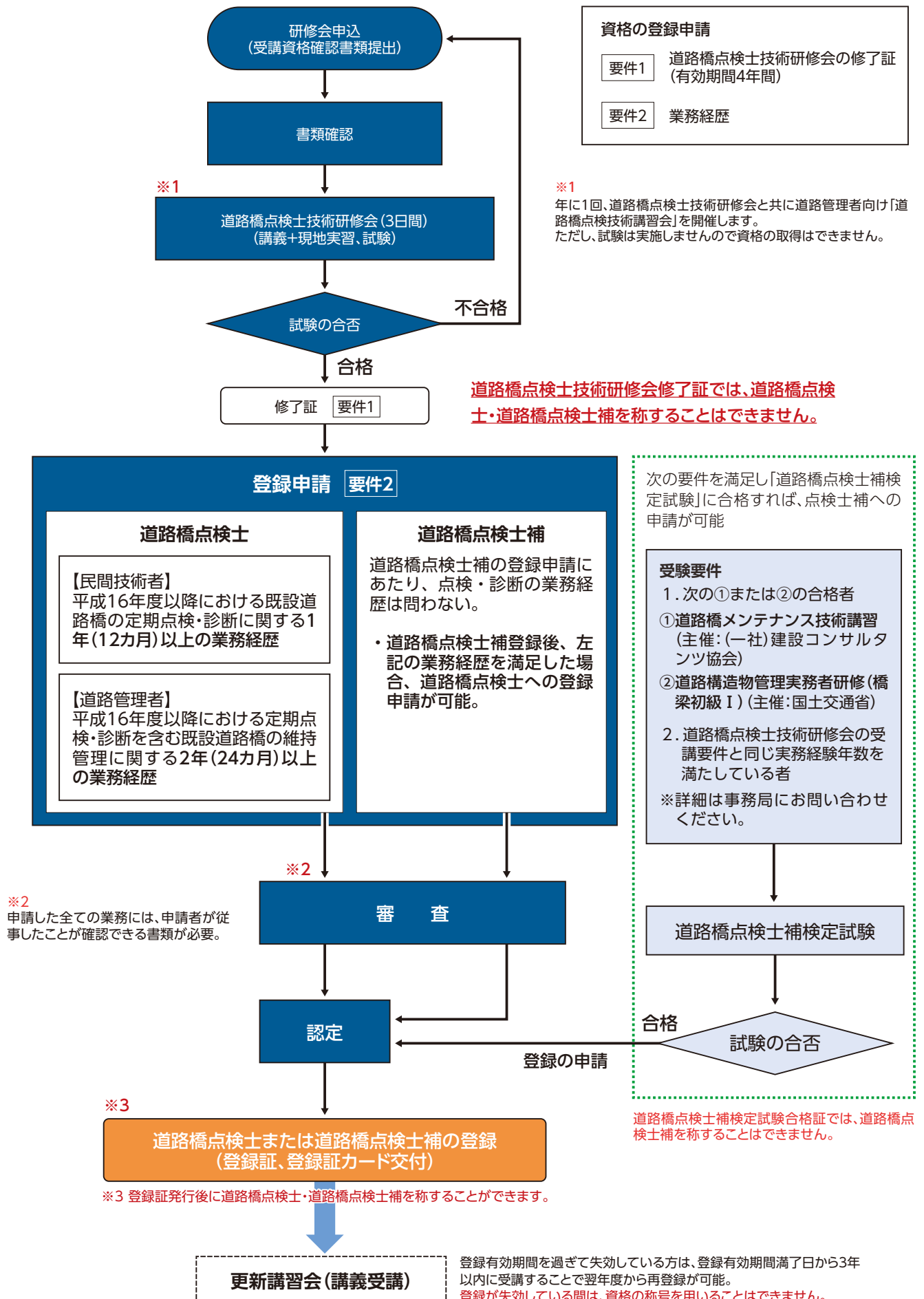
・企画部 技術研修室 研修担当

TEL：03-5940-7746

Email：kensyu@jbec.or.jp

「道路橋点検士」及び「道路橋点検士補」登録申請について

1. 道路橋点検士技術研修会申込から認定・登録までの流れ



2. 登録の有効期間・更新・失効・再登録について

2-1. 道路橋点検士技術研修会修了後の資格※1 登録からの有効期間 ※1 資格とは、道路橋点検士または道路橋点検士補を示します。

登録有効期間は修了証取得の翌年度より4年間です。 ★登録時期

資格※1 登録までの事例	研修会修了年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
■研修会修了同年度に登録した場合		有効期間 4年				以降4年ごとに繰り返す。
■登録の時期が研修会修了の翌年度以降になる場合		★	有効期間 3年			
			★	有効期間 2年		
				★	有効期間 1年	
					更新講習会	

更新：登録の更新をする場合には、登録有効期間最終年度において、更新講習会を受講する必要があります。
注 1：登録有効期間を過ぎると登録申請はできません。（登録には研修会の再受講が必要です。）
注 2：「道路橋点検士補」の登録者が「道路橋点検士」に登録した場合、更新までの有効期間は「道路橋点検士補」の期間が引き継がれます。

2-2. 登録者が登録更新を行わなかった場合についての更新の継続

失効：登録の更新をしなかった方の登録は、登録有効期間満了と同時に失効となります。登録が失効している間は、資格の称号を用いることはできません。
再登録：登録が失効した方が再登録しようとするときは、登録有効期間満了日から3年以内に更新講習会の受講が必要です。

	再登録申請の猶予期間			☆更新講習会 講習は、半日程度の講義です。
	1年目	2年目	3年目	
■資格※ ¹ の有効期間が満了日をこえた場合	☆	有効期間4年		
		☆	有効期間4年	
			☆	有効期間4年

3. 修了者及び登録者の登録情報の管理について

- 登録事項の「登録番号、登録有効期間、氏名、生年月日、住所、勤務先の名称・所在地等」は、橋梁調査会ホームページの「修了者ログイン」により確認することができます。
- 登録事項（勤務（連絡）先住所・勤務先）に変更が生じた場合は、速やかに「修了者ログイン」の「登録事項の編集」からご自身で変更してください。

4. 罰則規定

- 道路橋点検士技術研修会修了者、道路橋点検士等に著しく品位を傷つける行為等があった場合は、橋梁調査会の「道路橋点検士倫理審査委員会」に諮り、資格を取り消す場合があります。

5. 道路橋点検士及び道路橋点検士補に関するお問い合わせ先

- 企画部 技術研修室 道路橋点検士事務局
TEL：03-5940-4800 E-mail：hashitenken@jbec.or.jp

各種費用について

受講料（消費税含む）

	道路橋点検士技術研修会	道路橋点検士更新講習会	道路管理者向け道路橋点検技術講習会
受講料	¥60,500	¥6,600	¥56,100
再受講料	¥24,200	—	—

※道路管理者向け道路橋点検士技術講習会は試験がないので、資格の登録はできません。

登録料（消費税含む）

	道路橋点検士	道路橋点検士補	道路橋点検士更新講習会	
			道路橋点検士	道路橋点検士補
登録料	¥5,500	¥3,300	¥3,300	

再発行手数料は、道路橋点検士・道路橋点検士補 一律 ¥3,300